

2017年(平成29年)12月

会 員 各 位

第二東京弁護士会
弁護士業務センター

指導担当弁護士制度のご案内

指導担当弁護士制度とは、主に即独又は早独(登録から1年内の独立)の新人弁護士会員(登録から満3年まで)に対し、当会所属の経験豊かな弁護士が「指導担当弁護士」として事件処理や事務所の経営等について指導を行い、OJT(実務研鑽)の機会を提供する制度です。

1 制度の概要

- (1) 指導方式は、原則として新人弁護士が指導担当弁護士の事務所に通う形です。
- (2) 指導期間は、原則6ヶ月です(両者合意により延長可能)。
- (3) 指導対象弁護士は、即独又は早独(登録から1年内の独立)等の指導対象条件を満たす会員のうち希望する者です。
- (4) 指導担当弁護士は、弁護士経験5年以上等の条件を満たす会員から、会長が指導担当者として適任とする方を選任します。
- (5) 指導内容は、新人弁護士が自己の受任事件の処理について指導担当弁護士の指導を受け、また、指導担当弁護士の受任事件を新人弁護士が共同受任して実際の事件処理の方法を学びます。さらに、新人弁護士が、指導担当弁護士から、独立や事務所経営のノウハウを学ぶことも期待しています。

2 申込方法

- (1) 申込方法： 末尾記載のお問い合わせ先まで申込希望の旨をご連絡下さい。
折り返し、指導担当弁護士制度申込書、同意書をお送りしますので、必要事項を記入し、申込書記載の提出先にご郵送下さい。
- (2) **選任期間： 申込みから1～2ヶ月程度お時間がかかりますことをご了承ください**
※申込みをした方全てに指導担当弁護士を選任することを保証するものではありません。予めご了承下さいませようお願い致します。
- (3) 当会入会希望の方が、当会に登録することを条件に申込みをされても構いません。

3 その他の新人弁護士支援制度

当会ではその他、クラス別研修制度の運営等の様々な新人弁護士支援の取組みを行っています

【お問い合わせ先】

第二東京弁護士会 事務局 司法調査課 電話：03-3581-2259 FAX：03-3581-3844